

平成10年3月10日制定（空乗第55号）  
令和2年12月22日最終改正（国空航第2715号）

## 国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について

航空法第35条第1項第3号及び第35条の2第1項第3号の国土交通大臣が指定する「監督者」の指定基準は、次のとおりとする。

### (1) 操縦の練習の監督者の指定（航空法第35条第1項第3号）基準

- 1) 事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明を有し、監督する航空機と同等（同等とは、当該航空機の全備重量と発動機の種類が似ていること。以下同じ。）の航空機を操縦した経験（監督する日からさかのぼって180日以内に6時間以上の飛行時間をいう。以下同じ。）を有すること。若しくは防衛大臣又は外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有し、監督する航空機を操縦することができる限定を有していること。
- 2) 有効な身体検査証明を有していること。防衛大臣又は外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有している者にあっては、これに相当する有効な証書を有していること。

### (2) 計器飛行等の練習の監督者の指定（航空法第35条の2第1項第3号）基準

- 1) 事業用操縦士（計器飛行証明を有していること。）又は定期運送用操縦士の技能証明を有し、監督する航空機と同等の航空機を操縦した経験を有すること。若しくは防衛大臣又は外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書（計器飛行証明を含む。）を有し、監督する航空機を操縦することができる限定を有していること。
- 2) (1)の2)と同じ。

### (3) 監督者の指定の申請書は別紙のとおりとすること。

## 附 則

本通達は、平成10年3月10日から施行する。

なお、昭和50年10月7日付け空乗第735号「運輸大臣が指定する操縦練習等の指定監督者の基準について」は平成10年3月9日付けをもって廃止する。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2715号）  
この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙

操 縱 練 習  
監督者指定申請書  
計器飛行等の練習

国土交通大臣 殿  
年 月 日

住所  
氏名

航空機の操縦練習（計器飛行等の練習）監督者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

氏名（ふりがな） 性別 生年月日

本籍（外国人にあっては国籍）

練習に使用する航空機の種類、等級又は型式

監督する練習の内容

現に有する航空従事者の資格及び技能証明書の番号

航空身体検査証明書の番号及び有効期間

当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な理由

備考

この申請書（2通）に次の書類を添付すること。

1. 飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類
2. 現に有する技能証明書及び航空身体検査証明書の写し
3. 外国政府の授与した航空機の操縦の技能に係る資格証書を有する者にあっては、当該資格証書の写し